

特殊詐欺の海外拠点把握するための取組の推進について

令和5年11月28日

警察庁丁組二発第342号、丁組一発第549号、丁生企発第698号、丁人少発第1474号
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長、警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長、警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁生活安全局人
身安全・少年課長から警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、警視庁生活安全
部長、各道府県警察本部長宛て

(概要)

特殊詐欺は依然として被害が深刻な状況にあり、中でも、近年、海外に架け場等（以下「海外拠点」という。）を置いた犯行の認知・検挙が大きく増加しており、今後も更なる増加が懸念されることから、各都道府県警察に対し、被疑者等が海外拠点において特殊詐欺の犯行に加担していた旨の内容等、海外拠点に関連する情報の一層の収集を図るとともに、迅速な報告を徹底するよう指示したものである。